

第1回 芦屋市障害福祉計画策定委員会（議事録）

日時 平成19年2月16日（金）
13時30分～
場所 市役所分庁舎2F第2会議室

1. 委嘱状交付
2. 策定委員自己紹介・事務局紹介
3. 委員長・副委員長選出

事務局： この策定委員会の設置に関する内容は、芦屋市の障害福祉計画策定委員会設置要綱に基づきまして障害者自立支援法に基づく芦屋市障害福祉計画を策定していく為の委員会という事で設置されています。組織としては学識経験者、保健医療関係者、障害者関係団体、社会福祉団体、社会福祉事業従事者、市民、行政関係者の方々で構成させていただいております。

任期については、この計画そのものが策定するまでとなっており、この委員会の中には委員長、副委員長を委員による互選で決定するとなっております。

委員長の役割については会務を総理することになっており、副委員長の役割としては、委員長を補佐し、委員長が欠席等された場合にはその職務を代理するということとなります。

立候補される方がいらっしゃれば挙手をしていただき、いらっしゃらなければ、あらかじめ市の方でお願いしております方がいらっしゃいますので、その方々にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。・・・・・・・・

委員： 市の方にお任せします。

事務局： それでは、委員長につきましては宮崎先生、副委員長につきましては須山先生にお願いしたいと思います。

4. 委員長挨拶
5. 議事（資料説明）

事務局： 今回お示ししました芦屋市障害福祉計画（素案）につきましては、芦屋市障害福祉課が独自で作上げたものであり、本日以降、策定委員の皆様と一緒に考えたものを「素案」として作成し、それを受けて行政計画として策定とさせていただきたいと考えております。

この策定委員会につきましては、本日、3月に2回の合計3回実施したいと考えております。3月は皆様もたいへんお忙しいと存じますが、後ほど日程調整をさせていただきたいと思います。なお、国の指針では18年度中の策定ということになっておりますが、計画の作り方そのものが各市町村で違いが出ています。障害者基本法の規定されて

いる計画そのもので作り上げていこうとしている市町村については、早いところで約2年前から本計画の策定に向けた動きが出ており、芦屋市のように障害者自立支援法に基づく計画作りを目指している市町村については、計画に関する国の考え方等の説明のみを策定委員会で行っている市もありますが、昨年12月25日に県の方から数字が示されてからアクションを起こしている市町村も非常に多い状況にあります。時間的には非常にギリギリの中、できるだけ3月中に良いものを完成させたいと考えていますが、それに固執せず、良いものを作る為に4月に跨る事も念頭においてやっていきたいと考えております。

それが出来上がれば、策定委員会の素案について、市の方で論議させて頂き、その後、「芦屋市社会福祉審議会」に諮問し、計画として正式決定という流れになります。

事務局： では、まずはじめに芦屋市障害者（児）福祉計画第4次中期計画の検証報告をさせていただきます。この資料につきましては、平成18年3月に各課に照会し、進捗状況等を確認したものです。数値として記入してあるものと、そうでないものがありますが平成16・17年度の数値等を記載してありますので、平成18年度は記載しておりません。この資料は事前に配布させていただいておりますが、項目も多岐にわたっており、今後、それぞれの項目について意見交換等を進めていきたいと考えています。

事務局： 続きまして、障害福祉計画の内容に移っていききたいと思います。本日配布資料が膨大でかつ事前配布ができていませんので、概略説明の中において、障害福祉計画の根拠や主旨、基本的理念、目的、特色等を説明させていただき、ご質問等にお答えさせていただきたいと考えております。また、具体的な内容やご質問につきましては、3月実施予定の2回目の策定委員会までに資料を熟読いただき、多数の意見を頂戴できればと考えております。

<事務局から芦屋市障害福祉計画（素案）の説明>

- ・ この計画は第1期計画で平成18年度から平成20年度までを策定するよう、国の指針で定められています。
- ・ この計画は目次のとおり、大きく第6章に分けて構成されています。
- ・ 障害福祉計画に盛り込むべき事項（国の基本方針）の説明
 - （1） 市町村障害福祉計画の基本理念等
 - （2） 平成23年度の数値目標を設定
 - （3） 具体的な障害福祉サービスや地域生活支援事業といったサービスごとの見込み量を計算し、かつその数値確保の為に具体的な方策
 - （4） 市町村が実施する地域生活支援事業
 - （5） 障害福祉計画の期間及び見直し時期
 - （6） 障害福祉計画の達成状況の点検及び評価

P.3～4 計画の基本的な考え方

- ・ 第1章（計画策定の趣旨）

芦屋市の全てにおける計画は、芦屋市総合計画が最上位に位置づけられる計画となっています。その下位に位置づけられる「芦屋市障害者（児）福祉計画第4次中期計画」は、障害者基本法に規定される障害者計画であり、平成16年7月から5カ年の予定で現在実施しております。

今回の障害福祉計画は「芦屋市障害者（児）福祉計画第4次中期計画」の数値目標、障害福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業のアクションプログラムの的なものをメインとして考える位置づけとしておりますので、この4次中期計画との整合性（国の指針では「調和のとれた」という表現になっています。）を図りながら素案を作成いたしました。

計画の期間は、今回18年度から20年度を第1期計画とし、21年度から23年度までを第2期計画として進めるよう国の指針に基づき、芦屋市も実施していきたいと考えております。

20年度には21年度以降の見直しを行う。これも国の指針に基づくものですが、芦屋市においては第4次中期計画の検証を行いながら、20年度の時期に1カ年間をかけて、今回の障害福祉計画と第4次中期計画の本格的な見直しを実施し、両方の計画を見直ししていきたいと考えております。

この計画の対象者は、障害者自立支援法に基づく障がい者及び障がい児を対象としています。

P.3～4 計画の基本的な考え方

計画の基本理念は、大きな三本柱を記載していますが、これらは芦屋市独自の考え方ではなく、国の基本的な方針にならって掲げています。

- (1) 障がいのある方の自己決定・自己選択の尊重
- (2) 市を主体とする仕組みと三障がいに係る制度の一元化
- (3) 地域生活移行や就労支援等に対するサービス提供体制の整備

計画の目標は、この3つの基本理念の中から5つの柱を設定します。

- (1) 訪問系サービスの充実
- (2) 日中活動系サービスの充実
- (3) 地域生活移行の推進
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等を推進
- (5) 地域生活支援事業の推進

地域生活支援事業は自立支援法の実施に伴って移動支援などのサービスが市町村の実施するサービス枠に組み込まれたり、地域生活支援事業をいかに地域の実態に合わせて作っていくのか等が大きなポイントを占めると考えております。

訪問系や日中活動系サービスにつきましては、国は「責任をもってお金を払います」と言っていますが、地域生活支援事業につきましては一般財源化され一定額しか補助されませんので、市の持ち出しが増える状況の中で各市町村が苦勞しております。

P.5～8 芦屋市における障がいのある方の現状

表の説明のみのため、議事録省略。

P.9～12 障害者自立支援法におけるサービス体系

P.9・10につきましては、障害者自立支援法のサービス体系図やこれまでの

サービスがどのようなになったのかを示す自立支援給付の体系図を記載しています。

P 1 1 の利用者負担のしくみにつきましては、所得に応じた定率負担の上限額、生活保護世帯の 0 円から一般世帯 37,200 円の 4 段階ある旨を記載していますが、昨年の 1 2 月、一定の条件に合致する人については概ねこの金額の 1/4 程度に減らすといったような国の軽減策が発表されました。

軽減策の内容につきましては、この計画に記載しておりませんが、サービス利用者の方々には近日中に文書を発送する予定にしております。

P 1 2 の利用の流れ（表のとおりのため議事録省略）

ここまでは、計画策定にあたっての基本理念、芦屋市の障がいのある方の状況や福祉制度が措置の時代から平成 1 5 年の支援費制度、平成 1 8 年の障害者自立支援法に変わりどのようなサービス体系で、どのようなサービスが提供されているのかといった説明をいたしました。

P 1 3 からは、障害福祉計画の各サービスにおける数値目標を記載しております。

委員： ここまでで一度中断し、質問などがあればお聞きしてはどうですか。

委員長： わかりました。今事務局から素案の説明がありましたが、復習すると、まず理念等の考え方、芦屋市における障がいのある方の現状、障害者自立支援法におけるサービス体系の変化、利用手続きの流れまで説明していただいたが、みなさんどのように思われましたか。

国の理念、市が把握している現状に対する感想やわかりにくい点があれば意見を出してください。

委員： 計画はコンパクトにまとめられているが、基本理念の 3 つの言葉について、市民にとっては難しい言葉で分かりづらい。誰が読んでも分かりやすい、平たい言葉にしたほうが良いのではないか。

委員： 実際に障害者自立支援法によるサービスを利用している一人として、他市民の意見を聞かせてもらう時があるが、芦屋市の場合、利用する人（サービス提供者）とされる人（サービス利用者）で意見が合わない事がたくさん出てきている所が見受けられる。

これから計画を発展させるために、利用する人とされる人の立場も組み入れていってもらえたらと思う。

委員： P 6 の障害部位ごとの内訳において、内部障がいの方の部位ごとの詳しい記載をしてほしい。素案全体において、表ではなくグラフなどを用いてわかりやすくしてほしい。

委員： 基本的理念において、権利擁護の考え方や精神障がい者への理解や啓発を普及することが大切ではないか。

委員： 利用者負担の 4 月以降の考え方について記載されていないが、どのようなになるのか。

委員： 障害者自立支援法については、工賃以上の利用者負担が必要となるような闇の部分と、光の部分がある。光の部分を取り入れて計画を作っていくべき。

P.13～14 平成23年度の目標値の設定

事務局： それでは、ただ今から数値に関する説明をさせていただきます。

- 事務局：
- 1 福祉施設入所者の地域生活移行につきましては、国の指針どおり平成17年10月1日現在の入所者の10.1%を地域生活移行者数に設定し、そのうち7.9%の施設入所者数を減少させることを見込みとして設定しております。
 - 2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行につきましても、国や県の試算した数値を人口で按分し、退院が可能な精神障がい者数を設定しておりますが、目標値については、県の指示どおりに設定すると、84%という数字になり、芦屋市においては入院患者数をほとんど把握できていないため、一旦阪神間各市が県に中間報告として提出している平均値の73%を目標として設定しております。
 - 3 福祉施設から一般就労への移行につきましても、国の指針どおり現在の一般就労移行者の4倍を設定していますが、芦屋市内には企業が少なく、就労移行につきましては、市内にある唯一の社会福祉法人である三田谷治療教育院のワークホームつつじが就労実績をあげており、今後も市としては法人の協力なしでは実現が困難と考えております。平成15年度から平成17年度の一般就労移行者の平均者数も法人と協議を行い設定しております。

P.15～ 障がい福祉サービス等の見込量とその確保のための方策

事務局： 訪問系サービスにつきましては、県の考え方にに基づき訪問系サービスの4種類については区分することなく見込量を算定しております。見込量の算定につきましては、平成17年度と平成18年度におけるホームヘルプの利用時間数の伸びを基本に、平成23年度末までに施設入所又は入院からの移行者等の状況を勘案し、見込量を算定しています。なお、芦屋市では移動介護につきましては、平成18年度分から地域生活支援事業へ移行として見込量の算定を行い、行動援護と重度訪問介護については、平成20年度から移行する予定で算定しております。

日中活動系サービスの生活介護につきましては、国から提示された見込み方法に基づき、平成18年10月以降に生活介護を利用されている方、福祉施設や小規模作業所等から新体系への移行について連絡があった対象者数を基本にして、見込量を算定しています。また、芦屋市では平成19年4月から地域生活支援センターを開設する予定にしておりますので、その利用量も含めて見込量を算定しております。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）につきましては、国から提示された見込み方法に基づき、現在の入所施設から地域生活へ移行すると見込まれる方や退院可能な精神障がい者の方が地域へ移行すると見込まれる人数を基本にして、見込量を算定しております。

就労移行支援につきましては、国から提示された見込み方法に基づき、福祉施設から一般就労への移行すると見込まれる方等、施設等が提出している新体系への移行計画書等を参考に見込量を算定しております。

就労継続支援（A型）につきましては、国の考え方では次に説明する就労継続支援（B型）の30%を設定するようになっておりますが、施設等が提出している新体系への移行計画書等にも記載がほとんどなく、30%の数値目標の設定が非常に困難であると考え、県に確認のうえ、芦屋市独自の判断で見込量を算定しております。

就労継続（B型）につきましては、福祉施設や小規模作業所等から新体系への移行計画について連絡があった対象者数や施設等が提出している新体系への移行計画書等を基本にして、見込量を算定しております。

療養介護につきましては、主に重症心身障害者、特に一般的には筋ジストロフィー患者（以下:筋ジス）が日中、医療機関において訓練や介護等を受けるサービスとなっています。芦屋市で筋ジスの関係の手帳を持っておられる方の数と年齢を基にして割り出した数字で見込量を算定しております。

児童ディサービスにつきましては、早期療育訓練事業として実施しております「すくすく学級」が今芦屋市では100%です。委員の方々の中で一部の方はご承知とは思いますが、芦屋市はこれから福祉センターの構想に向けた協議に入っていくということになっております。これから事業内容等につきましては委員の皆様や、広汎に市民の方々の意見を聞いて立ち上げていくということになっておりますので、もちろん障害福祉課はそれを念頭に置いておりますが、現段階ではこの計画の中にその見込量は含まれておりません。

短期入所は宿泊の部分のみということになりますが、現行の利用量に、近年の増加分の率を加えて見込量を算定しています。

居住系サービスの共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）につきましては、すでに実施していただいているものがありますので、新体系の移行計画や民間のそういったものを活用させていただくという事を中心に考えざるを得ない状況で、見込量を算定しています。

施設入所支援につきましては、障害者自立支援法において、平成23年度までに全ての施設が新体系へ移行しなければならなくなっておりますので、施設の移行計画を基に見込量を算定しております。

相談支援につきましては、非常に力を入れていかなばならないサービスの一つであり、こちらに記載しております相談支援というのは、自らサービスの連絡調整や利用調整ができない方に対するサービス利用計画を作るという相談支援です。福祉サービスの利用見込者の約一割を見込むことになっておりますので、訪問系サービス利用者、現在約90名を見込んでいますので、国の指針どおりその1割を見込量で算定しております。

次にP20の地域生活支援事業ですが、相談支援他必須項目として5つの柱があります。地域生活支援事業には必須事業と市独自の任意事業とがあります。

障害者相談支援事業につきましては、平成18年度にすでに実施しておりますが、平成19年度にあと3箇所増やしていきたい。平成20年度にもう1箇所増えますので、全部で4箇所になります。最終的には、市内に平成23年度で5箇所の相談支援事業の設置を行っていきたいと考えております。

地域自立支援協議会につきましては、平成19年度中にこの支援協議会を立ち上げ、計画等の検証や進捗状況等、色々なチェックを図って行きたいと考えております。

市町村相談支援機能強化事業につきましては、相談支援事業との絡み合わせの中で、市の内部にも専門職、例えば、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等について、平成20年度から配置の方向で検討を加えていきたいと考えております。

住宅入居等支援事業につきましては、住宅関係の入居に関する相談ですが、24時間体制で配置をしないといけない等難しい条件が絡んできますので、これにつきましては配置を平成20年度以降に実施するかどうか検討させていただきたいと考えております。

成年後見制度利用支援事業につきましては、すでに実施しておりますが、高齢者の件数は結構ある中、障害福祉の件数があまりない現状です。今後は1人ずつでも利用していただけるよう、ネットワークや相談の際に情報提供を行いながら、実施していきたいと考えております。

コミュニケーション支援事業につきましては、手話通訳者の派遣と要約筆記者の派遣が一般的ですが、それに加え、芦屋市ではこれまでも窓口到手話通訳を設置しております。今後も配置するという考え方の中、手話・要約の派遣回数を基に、年間の伸びを入れた見込量を算定しております。

日常生活用具給付等事業につきましては、介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、在宅改修費（居宅生活動作補助用具）と用具の分類が記載のとおり変更になっております。

見込量につきましては、現在の数字に増加率を加えるしかないと考えております。この一番のポイントは、国の考えている地域生活支援事業であれば1割負担を支払っていただく事になり、ストマ用装具（直腸やぼうこう機能障害の方が使用する装具）を申請されている全員の方の所得階層・利用者負担額を計算させていただいたところ、低所得者層の負担が非常に増えてしまうという結果になりました。

このことを踏まえ、芦屋市としては、従来通りの応能負担（世帯の収入に応じた自己負担）で実施をさせていただいておりますが、今後もその方向で当分続けて行きたいと思っておりますので、利用者負担に関してはちょっと独自の考え方で実施してることをご理解いただきたいと思います。

移動支援事業については、年々ものすごい伸びを示しておりますが、これを利用して障がいのある方が外出の機会を増やしたいという希望がありますので、伸び率を他のサービスより多い見込量を算定しています。

地域活動支援センター事業につきましては、地域活動センターにはⅠ・Ⅱ・Ⅲ型とあり、現在、芦屋家族会さんをお願いをしているところです。

小規模作業所につきましては、兵庫県が独自に一定期間補助を継続することになっていますが、永久的な保障がない中で、少なくともⅢ型への移行を平成23年度までに実施できるよう、市の努力目標も含めて見込量を算定しております。

ここからは現在芦屋市が実施しているサービスを抽出させていただきましたので、例えば、運動会のような事業も地域生活支援事業に含まれますが、数値目標に馴染まないサービスについては記載しておりません。

訪問入浴サービス事業につきましては、家族介護で入浴が困難な方に対するサービスですが、これも現行の利用者・利用回数を基に算定をさせていただいております。

更生訓練費給付事業については、施設の自立訓練事業等を実施している方に更生訓練費を支給して、社会復帰を促進させるという事業ですが、これは見込み量を右肩上がりに増やせば良いものではなく、障害者自立支援法の考え方の中にある地域移行を加味した場合、容易に増やすという考え方ができないと考えておりますので、現行の3人で推移させていくのが適当ではないかと考え、見込量を算定しております。

自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業につきましては、申請者がここ近年“0”が続いておりますので、宣伝等情報提供を周知しながら少なくとも1件くらいは確保していきたいと考え、見込量を算定しております。

日中一時支援・緊急一時保護者制度につきましては、短期入所の数値を先ほどご説明しましたが、障害者自立支援法の短期入所は宿泊を伴う部分しか実施できません。日中預かりの部分につきましては、日中一時支援事業という社会福祉施設等で預かっていただく方法と、緊急一時保護者という県の方から委託を受けた個人ということになるのですが、この事業をこれからも継続して実施したいと考えています。

緊急一時保護者制度は、もともとの兵庫県の単独事業ですが、県が一方向的に廃止してきましたので予算（補助）の裏づけはなくなります。

ただ、このサービスも年々伸びており、日中一時支援事業では三田学園や翠ホームといったような事業者がありますが、人気が集中してなかなか予約が取りにくい状況にあるということも加味しながら、芦屋市としては市単であっても継続したいと考え、見込量を算定しております。

生活支援事業につきましては、今、旧体系のディサービスに定員や施設整備の面で法律上適用できない、例えば、芦屋市においては「市立くすのきデイケアセンター」の「くすのきのいえ」がありますが、それらをこの制度で実施していきたいと考え、見込量を算定しております。

サービス内容の見方について説明をさせていただきました。サービスの内容と見込みを市としてどのように考えているのか、具体的な方策についてはそれぞれの項目の下に記載をしておりますので、素案を一度熟読していただいた上で、来週以降に具体的な意見など、厳しい意見も頂戴したいと思います。長くなりましたが以上です。

委員長： 資料もたくさんあり、中身については今日検討する時間がないように思いますが、見方や読み方など、わかりにくい点があれば質問してください。

委員： 表に記載されている単位で、『人日』の意味は。

事務局： 例えば1人利用者があれば、その1人が22日利用するということで算定するよう、県が指定してきた単位です。

委員： では270人日と書かれていれば、22で割ると人数が出るということですね。

事務局： 大半の部分は22で割っていただいているかと思いますが、割り切れない所は芦屋市が現状をきっちりと把握できている場合に、実態に合わせた月あたりの平均日数で割っています。平均15日であれば 15×人数分で人日表示してあります。

委員： では、22とは限らないのですか。

事務局： はい。きちっと算定根拠の成り立つものについて実態に沿って算定するのが本来であると考えております。県が示している数字も正確に把握できていないのもありますので、県の統一見解として22日換算をするようにとの指示があるものについても、適宜実態に合わせれば良いとの確認をいたしましたので、できるだけ正確な数字に近づけるようにさせていただきます。

委員： できれば、そのあたりを表の下にでも書いておいてもらわないと、分からない人は全然分からないと思います。

事務局： 次回までに人日について何日計算してあるのかを別紙に全部まとめて提出をさせていただきます。

委員： この素案は芦屋市独自のもので、みんなで考えて作り上げるのですね。国とか県とか「こうこうしろ」と言ったものをそのまま引き継ぐわけではないですね。

事務局： はい。そうではありません。市が全部把握できているものにつきましては独自性を持って決める。これは当たり前のことですが、ただ、精神保健の業務で言うと手帳の交付者数等具体的に市で事務をやっている部分はある程度把握ができますが、芦屋市の場合、芦屋保健所と市で業務の位置付けや整理ができてなかったりすることもあり、なかなか実際の入院患者数などは市で算定することが難しい。概略の数字すら出せない項目も含まれております。そのような状況は、本来計画として適切ではないと思いますが、計画作成上入れられないといったことになるので、基本はご指摘のとおりとは思いますが、そういう面では国なり県なりの計算どおりでさせていただきたいと思っています。

委員： 「退院が可能な精神障害者数:38人」、これは若干多いと思いますけども、私はこの数字は当たっている数字だと思います。

国は入院患者が全国で35万いて、約2割、実際には4割が社会的入院で、充分地域で生活ができる方がいると言われている。4割をいっぺんに退院させることは困難なので、10年かけて、退院させると坂口厚生労働大臣が言っていたのが、7万2千人。

全国の人口比でいくと、発表があってから3年経過しているので、約40人という数字になるので、当たってる数字だと思います。

事務局： 今回は阪神間の平均として示しておりますが、来週以降にまた意見をいろいろ頂いて実態に沿った形の数値に修正できたらと考えております。

委員： P20の地域生活支援事業の中で、芦屋市は素案にきちんと記載してありますが、この福祉計画を推進する体制として地域自立支援協議会があって、歯止めになっていると思います。事務局の方ではもう既に何か考えて頂いているようですが、ここもシステム図のようなイメージ図があれば分かりやすいと思います。相談支援事業がどのような役割になるのか、地域自立支援協議会でどのような会議を行っていくのかという様なこと

も示してもらったら分かりやすいと思います。

相談支援事業者が平成23年度は5ヶ所、平成20年度は4ヶ所とあります。

事務局：平成19年度の部分につきましては、予算の裏付けとともにお話を進めている事業所数を記載しており、平成20年度以降に増える予定の事業所につきましてもすでに協議を進めております。

委員：目標値の数値設定についてですが、ここは基本理念のいわゆる地域移行が大きな柱になります。芦屋市で当たり前の暮らしができるということが大きな柱になるのであれば、この数値がその裏づけになるように訪問系や医療支援がどれだけの量が必要と考えているかという数字を示していただきたい。

事務局：移行計画書で平成19年度にどこの施設で何人の方が移行する予定なのか、新体系への移行の予定はいつなのか等は算定根拠としてデータがあります。ただ、施設名等を出してこの場で協議をするのは控えさせていただきたい。どうしても、そのような情報が必要であれば個人情報に最大限配慮した情報開示ということにさせていただきます。

委員長：ここまででとりあえず芦屋市障害福祉計画の素案の説明が終わりました。

深いところの意見までは今日は無理と思いますが、さまざまな意見を頂きたいと考えています。今日ご指摘いただいた中でやっぱりもう少し事務レベルで改造して欲しいという点がいくつかあるように思うので、次回できればその部分を資料として整えていただいて、次回以降それを基に議論を深めていきたいと思います。

他の資料についての説明はありますか。

事務局：昨年の8月にアンケートを実施した「障害者（児）の福祉に関する意識調査」の報告書ですが、それを取りまとめた資料で約60ページあります。現在手帳所持者の60%以上の方が高齢福祉（介護保険）の対象という状況、64歳以下の方で無作為抽出を行い50%以上の返送がありました。55%はご本人にお答えいただいております。お答えいただいた方の年齢は56%ぐらいが40歳以上の方です。割合的には470件ほど返ってきた内の320件が身体障害者手帳、92件が療育手帳、41件が精神保健福祉手帳の所持者です。

芦屋市の場合、暮らしに関しましては、持ち家が約60%で民間の借家と公営住宅がほとんどの数値を占めております。生活費につきましては、賃金が多く、次に年金、という生活状況になっております。健康や身体の問題につきましては、特に問題なし、どちらかといえば良い、が58%になっております。医療機関の診察等につきましては、年に数回から月に数回程度の方が多いです。生活状況についての日常生活動作につきましては、食事介助等は必要なしとする方が殆どを占めており、介護者の状況は40歳以上の方が大多数で、若年層の介護者が非常に少ないという状況です。介護者の健康状態につきましては、普通、健康という人が7割を占めております。介護の主な悩みというのは経済的負担、精神的負担、身体的な負担、介護によって長時間の外出不可など、このあたりの理由が大きなポイントを占めております。日常生活動作に対する必要性は低いが、介護が必要と答えた方の59%は毎日介護が必要という回答が出ております。日中の過ごし方としては殆ど在宅か就労。

就労に関しては、「自分に合った仕事がない」、「近くにない」、「雇用してもらえない」などの理由となっており、就労希望の方は体力面などでパート・アルバイトの短時間労働を希望する方多い。

相談関係で、悩み事を誰に相談するのかにつきましては、家族・友人が圧倒的に多く、

福祉の相談につきましては家族、市役所のケースワーカー、保健所と答えた方が多いです。相談するときに困ることについては、「満足できる回答が得られない」という答えが多いようです。では具体的にどうすればいいかというと、相談機能を充実させるには分かりやすい情報提示と適切なアドバイスができる人材の確保が希望の欄に記されています。今後のことについての問には、「家族と暮らしたい」、これからの生活で不安なところにつきましては、「身体」、「生活費」、「日常生活全般」、「親亡き後」となっており、芦屋市に充実して欲しいところにつきましては、「福祉サービスの充実」、「保健医療の充実」、「困ったときの相談体制の整備」、「経済面の支援」などが主な意見でした。

アンケートの最後に自由記載欄が設けており、市役所職員の対応に対する苦情等もございましたが、それらを全てまとめたものを記載してありますので、これらの意見も参考にさせていただければと思います。

委員長： 他に質問がないようなので、今日の見解とこのアンケート結果をじっくり把握していただき、事務局には資料の改善をしていただいて、次回につなげていけたらと思います。

今日いくつかポイントもあったと思います。理念から行動計画目で一貫性がある、今後芦屋市がどういう方向に進んでいくのか、それらをビジョンとして共通認識しておく必要がある等。

事務局の求めているものと委員の求めているものが同じような方向で動いていけると思いますが、みなさんと十分に議論を重ね作り上げていくことで可能ではないかと感じました。

事務局からその他の報告をお願いします。

事務局： この計画につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、国の指針どおり目標としては3月中には概ねのところまで作りあげたいという希望がありますが、本日配布の資料が膨大にあり、熟読していただくにも時間が必要と思いますので、3月の中旬1回・下旬1回の計2回実施させていただきたいと考えております。

事務局といたしましては、3月14日に2回目、3回目につきましては29日をお願いしたいと思っておりますが、欠席の委員の方もいらっしゃいますので、今日の段階では3月14日と29日の両日とも13時30分からということにさせていただいて、欠席の委員さんと日程調整のうえ通知をさせていただきます。

委員長： 本日の議事録はどうなりますか。

事務局： 議事録を作成し、後日郵送させていただきます。

以 上